

船舶事故調査報告書

平成24年3月1日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）
委員 庄 司 邦 昭
委員 石 川 敏 行
委員 根 本 美 奈

事故種類	火災
発生日時	平成23年11月22日 01時00分ごろ
発生場所	東京都八丈島八丈町八丈島東北東方沖 八丈島灯台から真方位065° 85海里付近 (概位 北緯33° 41. 1′ 東経141° 22. 8′)
事故調査の経過	平成23年11月24日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 ^{こうえい} 光栄丸、18トン MZ2-20010（漁船登録番号）、有限会社光栄丸 14.92m (Lr) × 4.33m × 2.09m、FRP ディーゼル機関、435kW、平成6年4月8日
乗組員等に関する情報	船長 男性 38歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年9月12日 免許証交付日 平成23年6月22日 (平成28年9月11日まで有効)
死傷者等	死亡 2人（船長及び甲板員A）、行方不明 2人（機関長及び甲板員B）
損傷	火災後、船体は行方不明となった。
事故の経過	本船は、船長ほか4人（日本国籍：船長及び機関長、インドネシア共和国籍：甲板員A、甲板員B及び甲板員Cの3人）が乗り組み、まぐろはえ縄漁の目的で、千葉県房総半島南東方沖の漁場に向けて航行中、船長が、平成23年11月22日00時過ぎに無線交信を終えて当直を甲板員Cに任せ、休息のために操舵室後方の自室に入った。 本船は、八丈島東北東方沖を南東進中、同日01時ごろ甲板員Cが左舷通路の後方から流れてくる黒煙を認めた。 船長は、黒煙発生の連絡を聞き、直ちに甲板員Cと共に、操舵室右舷側ドアから出て機関室囲の上に上がったところ、機関室囲の天井に火炎を認め、持運び式消火器により消火作業を行った。 甲板員Cは、船尾の船員室へ行き、乗組員に火災の発生を知らせた。 本船は、持運び式消火器で鎮火せず、火炎の勢いが強かったので、乗組員全員が船首部に集合して救命胴衣を着用し、01時30分ごろ海に飛び込んだ。 本船の乗組員は、海上保安庁及び僚船による捜索の結果、船長、甲板員

	<p>A及び甲板員Cが救助された。</p> <p>甲板員Cにけがはなかったが、船長及び甲板員Aは溺死と検案され、また、機関長及び甲板員Bは発見されなかった。</p> <p>本船は、捜索中の海上保安庁の巡視船によって火災を起こした状態で発見されたが、その後、行方不明となった。</p>								
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 5</p> <p>海象：波高 約3～4m</p>								
その他の事項	<p>本船は、船体中央よりやや船首側に操舵室及びその後方に機関室を配置し、操舵室の後部に船長室があり、機関室後方には船員室が配置されていた。</p> <p>機関室は、中央に主機が、その両側に発電補機が、主機の前方に冷凍機が設置されており、船員室の船首側のドア及び両舷通路のドアから入ることができるようになっていた。</p> <p>本船は、3時間交代で航海当直を行っており、航海当直が終了後に機関室内の見回りを行うようにしていた。</p> <p>甲板員A及び甲板員Bは、21日24時ごろ航海当直を終えて機関室の見回りを行ったが、異状はなかった。</p> <p>甲板員Cは、22日00時ごろ航海当直に入ったが、01時ごろに黒煙の発生を認めるまで、機関の運転に異状を認めなかった。</p>								
分析	<table border="1"> <tr> <td>乗組員等の関与</td> <td>不明</td> </tr> <tr> <td>船体・機関等の関与</td> <td>あり</td> </tr> <tr> <td>気象・海象の関与</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>判明した事項の解析</td> <td> <p>本船は、八丈島東北東方沖を漁場に向けて南東進中、機関室内から出火したことから、船体に延焼したものと考えられる。</p> <p>本船は、乗組員が火災に気付いた時点で煙及び火炎の勢いが強く、また、船体が行方不明になったことから、火災に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長及び甲板員Aは溺死し、機関長及び甲板員Bは行方不明となった。</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	不明	船体・機関等の関与	あり	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>本船は、八丈島東北東方沖を漁場に向けて南東進中、機関室内から出火したことから、船体に延焼したものと考えられる。</p> <p>本船は、乗組員が火災に気付いた時点で煙及び火炎の勢いが強く、また、船体が行方不明になったことから、火災に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長及び甲板員Aは溺死し、機関長及び甲板員Bは行方不明となった。</p>
乗組員等の関与	不明								
船体・機関等の関与	あり								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>本船は、八丈島東北東方沖を漁場に向けて南東進中、機関室内から出火したことから、船体に延焼したものと考えられる。</p> <p>本船は、乗組員が火災に気付いた時点で煙及び火炎の勢いが強く、また、船体が行方不明になったことから、火災に至った状況を明らかにすることはできなかった。</p> <p>船長及び甲板員Aは溺死し、機関長及び甲板員Bは行方不明となった。</p>								
原因	<p>本事故は、夜間、本船が、八丈島東北東方沖を漁場に向けて南東進中、機関室内から出火したため、船体に延焼したことにより発生したものと考えられる。</p>								
参考	<p>今後の同種事故等による被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関室に火災探知器を設置することが望ましい。 								